



離婚による財産分与等… その課税関係

税理士・CFP® 越 智 浩

Q. 離婚による財産分与の取り扱い

夫Aと協議離婚することになりました。夫A名義の自宅マンション（結婚後購入）は、財産分与として私甲の名義に変更し、子供の養育費を夫Aに負担してもらうことにしました。その他の夫名義の財産は夫の財産ということになりました。

婚姻中、私は専業主婦でしたが、この場合、贈与税がかかるのでしょうか。

A. 贈与税と譲渡所得税

離婚自体、すでに珍しいものではなくなったが、長年連れ添った夫婦が離婚する場合には、人間関係のこじれを紐解く以外に築き上げた財産をどう分けるかという問題がある。結婚前に夫・妻の各自が所有している財産及びその収益果実はもちろん夫婦それぞれ固有の財産であるが、例えば、結婚後購入した不動産のすべてが夫名義になっているものの、実際には、その取得に妻が貢献しているというようなケースである。不動産購入時の契約から銀行借入の申込・資金調達計画・不動産登記、その後の引っ越しまで奥さんが一人で仕切って旦那さんを見たことがない、にもかかわらず、夫婦共有財産は必ずしも夫婦共有名義にはなっていない。欧米のように結婚前に夫婦財産契約を締結してから婚姻し、夫婦各自の財産の所有を明確にするという慣行も日本にはない（『夫婦財産契約』制度はあるが、認知度が低く、利用しにくい。）ことから、貢献度を考慮して財産分与し、夫婦共有財産を清算してから正式に離婚するまでに時間がかかるケースも多々あるようである。

このように、『離婚』を夫婦で築き上げた財産の清算ととらえた場合の課税関係であるが、設例のような協議離婚の場合、妻の貢献度を充分考慮した上での財産分与請求権による不動産の取得、つまり、もともと妻のものを夫名義から妻の名義に変更しただけと考えられるので贈与税の課税関係は生じない。また、不動産取得税についても同じ考え方により申告の必要はあるが、結果として課税されないことになっている。ただし、過大な財産分与価額による利益供与の場合には、その過大部分に贈与税が課されることになっている。

一方、不動産を財産分与した夫Aには、譲渡所得税及び住民税の課税関係が生じる。財産分与した側からすれば、売買代金が入ってくるわけではないが、財産分与の価額＝金銭で支払うべき慰謝料債務が消滅し、負担が減少するということを譲渡所得ととらえて課税されることになっている。設例の場合には、居住用財産の譲渡ということで一定の要件（離婚により配偶者という特殊関係者ではなくなった等）を満たせば、『3,000万円特別控除』や『軽減税率』の適用が可能である。ちなみに、『慰謝料』であるが、身体または精神を傷つけたことを起因として支払われる損害賠償金ということで受け取る側は非課税である。

最後に、子供の養育費であるが、親などの扶養義務者から生活費や教育費として贈与を受けた財産は、贈与税の非課税財産ということになっている。夫Aとは離婚により他人同士であるが、子供の父親であることには変わりがなく、子供の養育費は非課税となる。

以上のように、受け取る側は原則的に非課税であり、離婚を契機としての妻（母子）の再出発を邪魔しないような制度設計となっている。しかしながら、近年は『財産分与』や『慰謝料』、『養育費』が金銭とは限らず、個人年金保険の保険証券をはじめ複雑な金融商品ということもあるようである。その場合には、離婚時での課税・非課税関係と将来における課税関係（ただし、将来時点で税法が変わっている可能性が大。）を斟酌しながら夫婦共有財産の清算を考慮する必要がある。